

### 三重県車両電気配線装置製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

三重県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格区分に応じ、右欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
キャップ通し	電線の末端に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせる。		1個につき 80銭
カプラー差し	カプラーに電線の末端に取り付けられた端子を差し込む。	長さが500mm以下の電線について行うもの。	1本につき 58銭
		長さが500mmを超え1,500mm以下の電線について行うもの。	1本につき 66銭
		長さが1,500mmを超える電線について行うもの。	1本につき 76銭
仮巻き	カプラー差しを終えた長さ1,500mmを超える電線を次工程へ送るため仮に束ねる。		8本以下のもの1本につき 32銭
			9本目から本数1本につき 24銭
外装テーピング	集束線の外装を保護するためテープを2分の1重ねて巻きつける。		使用テープ1mにつき 3円24銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れる。	15cmを超え50cm以下のチューブについて行うもの。	チューブ1本につき 80銭

4 効力発生の日

平成30年11月18日